

(株)音戸工作所 一般事業主行動計画 (第2回)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 22 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの 5 年間

2. 内 容

(1) 職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

仕事と子育てとの両立を支援するため、全ての社員に対して育児休業制度
目標 1 および育児休業給付、産前産後休業などの諸制度の内容を周知する。
また、育児休業に伴う各種社会保険の諸手続きは、今後も会社にて実施する。

対策

- ・平成 22 年 10 月～ 育児休業取得を促進するため、管理職を対象とした説明会を実施し
また社員に対して社内掲示等により周知し、理解と関心を高める。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標 2 所定外労働の削減を推進するための措置を実施する。

対策

- ・平成 22 年 10 月～ ノー残業デーを毎週水曜日とする。
- ・平成 22 年 10 月～ 必要に応じて、業務ローテーションや業務分担の見直しを実施し
業務効率化を図る。また、年次有給休暇の取得を促進する。

(3) 次世代育成支援対策に関する事項

目標 3 若年者に対するインターンシップ(学生の就業体験)を通じ、確かな勤労観お
よび職業に関する知識・理解を深め、主体的に進路を選択できる能力を育てる。

対策

- ・平成 22 年 10 月～ 大学生・高校生のインターンシップ受入れ。
- ・平成 22 年 10 月～ 地元中学生の職場体験受入れ。